

熊本県からのお知らせ

食品衛生法に基づく

『営業届』の提出はお済みですか？

食品衛生法改正により、食品を扱う営業者は、原則『許可』または『届出』が必要になりました。令和3年6月1日時点で許可または届出不要業種以外の営業を既に行っている方は、令和3年11月30日までに営業届の提出が必要です。

- 提出・お問い合わせ先 施設を管轄する保健所
- 営業届が必要な業種 食品製造業、食品加工業、食品販売業、給食施設など

詳しくは、

☎ 熊本県健康危機管理課衛生環境室 ☎096-333-2247

10月は「食品ロス削減月間」です！

日本では、食料の多くを輸入に頼る一方で、年間約600万トン、国民1人当たりになると毎日ご飯茶碗1杯分（約130グラム）の食べられる食品が廃棄されています。

食品ロスを減らすために、日常生活の中でできることを考えてみませんか？

【食品ロス削減のポイント】

- 買った物は使う分だけ
- 手前に陳列されている食品を購入
- 消費期限と賞味期限を正しく理解



もっと知りたい方はコチラ「消費者庁特設サイト」⇒ <https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html>



☎ 熊本県消費生活課 ☎096-333-2309

農薬の空容器は適正に処理しましょう

農薬空容器は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が法律で禁止されており、これらを処分するためには、専門の廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。そのため、JA・経済連と農薬卸業者・販売店が連携し、各JAが回収日時・場所を設定することで、専門業者に一括して処理を委託しています。回収に関する日時、場所、方法及び費用等の情報については最寄りのJAまたは熊本県農業技術課（☎096-333-2381）までお尋ねください。



☎ JAまたは
熊本県農業技術課 ☎096-333-2381

狂犬病予防注射の期間延長について

令和3年度の飼い犬への狂犬病予防注射は、新型コロナウイルス感染症の発生または蔓延の影響によるやむを得ない事情により、4月～6月に注射を受けることができなかった場合、令和3年12月末までに受けさせれば、当該期間内に受けさせたものとみなされます。

注射を受けさせていない飼い主の方は、期間内に動物病院等での接種をお願いします。



☎ 阿蘇保健所 ☎0967-24-9035

宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金

宿泊事業者が取り組む感染症対策や、ポストコロナも見据えた前向きな投資などに活用できる補助金の申請を受け付けています。

- 補助対象 県内で旅館業法の許可を得て宿泊施設を営業している宿泊事業者
- 補助率 3/4以内（収容定員に応じて最大750万円）
- 申請期限 11月30日（火）（必着）

詳しくは、

☎ 熊本県観光連盟 ☎096-382-0070

収入保険加入緊急支援事業のお知らせ

熊本県では、農業者が加入する収入保険の保険料に対して、支援を行います。

- 事業名 収入保険加入緊急支援事業
- 対象者 令和3年度、新たに収入保険に加入される農業者（法人を含む）*
- 支援額 保険料（掛捨て部分）の1/3（上限6万円）
- 申請先 熊本県農業共済組合

※継続加入者への支援策もあります。

詳しくは、お近くの熊本県農業共済組合にお尋ねください。

☎ 熊本県農業共済組合阿蘇支所 ☎0967-32-0347

労使紛争の解決に「あっせん」をご利用ください

熊本県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主とのトラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、3名の委員が話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。手続きは簡単で、費用は無料です。労働者の方は正社員であるか否かにかかわらず、また、事業主の方も利用できる制度です。

「話し合いが進まない」「早く解決したい」そんな悩みをお持ちの労働者・事業主の方は、ぜひお気軽にご相談ください。

☎ 熊本県労働委員会事務局 ☎096-333-2753